

令和8年3月3日(火)

開会 (9:55)

○寛智也委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例7件」、「財産の無償譲渡1件」、「指定管理者の指定1件」、「総合整備計画の変更3件」「過疎地域持続的発展計画の策定1件」の計13件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつをお願いしたい。

○須貝副市長

おはようございます。皆さんご承知の通り、全協室が漏水で使用できなくて、今回は、この委員会室ということになりました。コロナ禍前は、この委員会室で執り行っていたということで、少し懐かしさも覚えるということもありますけれども、全協室に慣れておりますので、少し窮屈に感じるかと思えます。また、議案によって、人の入れ替えもさせていただきたいということをご承知おき願いたいと思えます。

それでは、少しだけお話させていただきますが、令和5年度から3年間をかけまして、整備を進めていました防災行政無線が、事務的な処理は若干残っておりますけれども、ほぼ完了いたしました。議員各位には、ご理解とご協力ご支援を賜り、この場をお借りし、御礼を申し上げたいと思えます。この整備によりまして、まずは防災アプリの導入から入り、そして屋外スピーカーの新設、そして高性能スピーカーへの切り換え、そして各ご家庭に配布しております戸別受信機、録音機能を兼ね備えたものに全て入れ替えてございます。また、通信がQPSK方式に変わったことで、市民の皆様からは、以前より、聞きやすくなったというようなお声もいただいているところでございます。

ご承知のことと思えますけれども、以前は職員の声を録音し、それを放送してございましたが、この整備によってAI音声に切り替えてございます。平時のお知らせのときには、女性の声でお伝えしておりますけれども、有事や災害時であるとか、緊急的なお知らせのときには、男性の声に切り替えるというようなところで、今運用をしようと考えてございますので、ご承知おき願いたいと思えます。また、本議会の初日にもお話しましたが、トイレカーを整備いたします。そちらについても準備、事務を進めて参ります。

そういったことで、今後においても、防災減災の備えというところをしっかりと整えて参りたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日お諮りする案件は13件ということでございますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

議第 18 号 「胎内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について

藤川総務課長説明

鳥獣被害対策実施隊員について、担い手不足が懸念される中、活動の持続と安定的な捕獲体制を維持するため、報酬の増額を行うもの。

質疑

○渡辺栄六委員

猟友会が非常にやはり、貢献してくださって今までの報酬が割りに合わないという声も聞いております。この隊員については、出動要請する場合と自主的にパトロール、出回る場合とがあると思うんですが、その場合の時間の申告は自己申告するののか。もう1つは、緊急銃猟の場合の1日の日当が制定されてますけども、緊急銃猟は半日程度で、終わる場合もあると思いますが、その取扱いについてもお願いします。

○佐藤農林水産課長

まず、こちらの時給が3,000円ということでございますけども、そのことにつきましては、申告するという形で、確認を取りながら対応させていただきたいと思っておりますし、また、緊急銃猟については、1日日当2万円でございますけども、それが5時間であろうが、3時間であろうが、いろいろな想定を考える中で、1日2万円を設定させていただくものでございます。よろしくお願いします

○渡辺栄六委員

時給を上げていただくのは隊員にとっても、励みになると思いますが、今回のこの時間給、または緊急銃猟を制定するにあたって、どういった根拠を持って、制定した金額なのか、あるいは近隣自治体の価格を調べて制定したのか。お願いします。

○佐藤農林水産課長

まず、根拠でございますけども、昨年9月に市内の猟友会4分科会の会長さん、事務局等にお集まりいただきまして、緊急銃猟の体制と今後の有害鳥獣の体制についてお話をし、その際、鳥獣被害対策実施隊員の報酬にも、触れさせていただきました。その話し合いの中で、今までは時給1,000円でございますけども、様々、弾代とか、そういったものを踏まえて、時給3,000円というお話が出て、そこに至った経過でございます。

また近隣市の状況では、新発田市は、日額で5,000円、緊急銃猟の場合は、日額で2万円。阿賀野市さんは、試算は日額で4,000円、緊急銃猟は日額で2万円でございます。私どもは時給3,000円、他の新発田市、阿賀野市さんは、日額5,000円と4,000円という状況でござ

ざいます。

○小野徳重委員

1つ確認で緊急銃猟ありますけども、実際箱わなでの捕獲もありますよね。実際は最初に例えば箱わなで捕獲してですね、途中で緊急銃猟の形に移行する場合もあると思います、ときと場合によるかもしれませんが、そういった部分の区分けはどういうふうになっていますかね。

○佐藤農林水産課長

緊急銃猟につきましては、例えば、集落内で箱わなを設置して、下赤谷の事例を申し上げますと、捕獲場所の近くに人が住んでいて、被害を及ぼすというような配慮をした中で、緊急で檻に入ったクマを駆除したものございまして、それ以外については、よほど人の生命とか、そういった危険がない限り緊急銃猟はしないと、というような1つの区分けといたしましうか、そのあたりが非常に大事だなあというふうに考えて、取り組んでいるところでございます。なお、あくまでも安全を確保するという部分を考えながら、猟友会の方々と一緒に考えて対応しているところでございます。

○小野徳重委員

以前は捕獲した場合、山に解き放つという対応を取りましたよね。それが、今回は捕獲したやつを撃っていますよね。その判断は、捕獲したクマが危ないからってことで、やっぱ緊急銃猟という形にしたのですか。

○佐藤農林水産課長

下赤谷の事例を申し上げますと、近くに民家があって、すぐに駆除しないといけないという状況でございましたので、そこは猟友会の判断・助言をいただきながら実施をしたところでございますし、クマを捕獲して、逃がすということは今年度は一切なく、適切に駆除して個体数を減らすという部分で、猟友会とも意志を共有しながら、駆除に当たっている状況でございます。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 19 号 「胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について

藤川総務課長説明

これは農林水産行政を取り巻く環境が変化する中、組織の役割分担を見直して各種施策の円滑な推進を図るため、これまで兼務としていた農林水産課長と農業委員会事務局長をそれぞれ専任とし、農業委員会事務局長の職務の級を参事・係長相当の級に位置付けた上で、係長事務を併せて取り扱わせることといたしたく、本条例における級別職務分類表の改正を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 22 号 「胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例」について

佐久間生涯学習課長説明

これは本年度、陸上競技場脇の、元のテニスコートにおいて、整備いたしました総合グラウンド多目的運動場の供用開始に当たり、当該施設を社会体育施設として位置付け、その利用に関する規定を定めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

本施設は、屋外の運動施設であり、これまで子どもや保護者の皆様から、スケートボードやバスケットボールができる場所を整備して欲しいとの要望が寄せられていたことを踏まえ、安心して楽しめる場所として、令和7年度に整備工事を進め、昨年末に完成したものであります。運動場の面積は、約2,300平方メートル。アスファルト舗装で、3人制バスケットボールコート2面。移動式のバスケットゴール2基を備えております。

別冊の新旧対照表、13ページをご覧ください。施設の名称及び位置を、別表第1において、西条660番地に、総合グラウンド多目的運動場と定め、社会体育施設として位置づけるもの

であります。使用料については、子どもをはじめ、誰もが日常的に自由に利用できる公共施設として、整備したことを踏まえ無料とし、また、特定の個人や団体による専用を防ぎ、公平性を確保する観点から、原則自由利用で専用利用は設けないこととしております。

施行期日は公布の日からとしております。

これにより子供たちをはじめ、安心安全な環境で、スケートボードなどのスポーツに親しむことができるものと考えております。

質疑

○丸山孝博委員

2,300平米ということですが、3人制バスケットができるスケボーができるということですが、設置されているのは、バスケットのゴールだけですかね。今後、何か考えていることはありますか。

○佐久間生涯学習課長

まず、今回の整備に当たりましては、スケートボードとかができる場所がないと、いうようなところで、そういった場所、安心安全な環境の中で整備するということを主目的に整備したものでございまして、今あるのが、バスケットゴール2基のみです。

その他のスペースについては、今ほど申し上げたスケートボードとかローラースポーツであったり、そういったところを使っていただくというところで、これが進んでいくと例えば、いろいろルールだとか、いろんなトリックをするような、そういったのも欲しいというような話が出るかとは思いますが、現時点では、まずはそういう、安全にできる場所を確保するというので、整備させていただいたところでございますので、それ以外の工作物については、現在ないというところでございます。

○丸山孝博委員

施設を利用するための駐車場は、どれくらい確保されてるんですか。

○佐久間生涯学習課長

場所が陸上競技場の隣りにありますので、新しくできたローソンとの間で、20台から30台はとめられるものと思っておりますし、あとは、陸上競技場の中にありますので、少し離れますが、BG側の方にとめていただくというようなことではありますが、現在のところ、それほど、大勢来られるようなことは想定してないというところでございます。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 23 号 「胎内市立集会所条例の一部を改正する条例」について

佐久間生涯学習課長説明

これについては1月の全員協議会でも報告させていただいた案件でございますが、柴橋地域ふれあいセンターについて、老朽化等を勘案し、指定管理期間が満了する令和8年3月31日をもって廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

柴橋地域ふれあいセンターは、小学校の閉校後、地域住民の交流の場として、平成23年に開設し、柴橋自治会を指定管理者として、管理運営をお願いして参りました。

しかしながら、施設、旧校舎ですが、築約60年を経過し、老朽化が進んでいること、また、本年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、本施設を廃止することとしたものであります。なお、市と柴橋自治会との間で、当初より、利用期間を建物の耐用年数終了までとしておりました。廃止に向けた協議の中で、施設内には自治会所有の物品が多く保管されていることから、廃止後も当面は物品の保管場所として、使用することを認める方向で調整をしております。

廃止後は、引き続き生涯学習施設所管施設として、地域の遺跡出土品及び民俗資料の保管場所として活用することとしております。

別冊、新旧対照表では16ページになりますが、本改正によりまして当該施設の名称及び当該施設集会所使用料の規定を、柴橋地域ふれあいセンターに係る部分を条例から削除するというものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

質疑

○丸山孝博委員

近年の利用状況について、お願いします。

○佐久間生涯学習課長

令和6年度の実績で申し上げますが、年間で1,788人。1日当たりにすると、5人程度の利用ということになります。

○丸山孝博委員

利用している人たちは、主にどういうこと、何を目的に利用されてますか。

○佐久間生涯学習課長

自治会の役員会、集会、こども会、サロン、あと踊りの練習、健康体操というのが主な利用になります。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 24 号 「胎内市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について

藤川総務課長説明

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族に、死亡者の同居又は同一生計の兄弟姉妹が含まれることとなっていることから、同様の改正を行い、また、広く周知を図るもの。

質疑

○小野徳重委員

この弔慰金の災害ってありますよね。その災害の定義を教えてください。

○藤川総務課長

対象の災害は法律で決まっていますけども、自然災害というところがございます。例えば 1 市町村において住居が 5 世帯以上、焼滅失した災害ですとか、都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害等々、そういった様々要件があるんですけども、そういった、状況に当てはまると、対象になるというところがございます。

○小野徳重委員

例えば個々の火災とかいう、そういった災害は対象にならないってことですね。

○藤川総務課長

そういうことになります。

○渡辺宏行委員

同一生計の兄弟姉妹、それはその兄弟姉妹の収入である程度生活しているという解釈でいいとは思いますが、その実態、本当に同一生計で、例えば仕送りしてもらっていて、生活をしているのかという把握というのは、非常に難しいと思うんですが、そういった実態把握はどういうふうにするのか。あくまでも申告でやるのか。その辺はどうなんでしょうか。

○藤川総務課長

委員おっしゃるとおり、実態は我々もわからないところがございますので、やはりその辺りは、よく聞き取りをしながら、その災害に遭われた方の状況をお伺いしながら、また、他市町村でどのように支給したかなどを確認しながら対応して参りたいと考えてございます。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 27 号 「胎内市築地農村環境改善センター条例の一部を改正する条例」について

佐久間生涯学習課長説明

これは、築地農村環境改善センターの多目的ホールの使用料における団体の定義について疑義が生じないように、明確化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

別冊の新旧対照表、25 ページになります。改善センターの使用料の多目的ホールの区分において、団体の欄に専用を加えるとともに、26 ページになりますが、備考に、3 を追加するものであります。

これにより、6 人以上を団体と定義し、専用・団体の使用料については、個人または5 人以下の団体が、専用利用する場合、または6 人以上の団体が利用する場合に適用することを規定するものであります。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 29 号 「胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について

藤川総務課長説明

現在 2 年となっている団長等の任期について、兼務している県消防協会の地区支会の役員任期の満了期日と合わせたく、1 年とすることができるよう改正するほか、消防団の出動において、これまで費用弁償としていたものを出動報酬として支給することとし、他市町村の状況等を踏まえ、訓練や会議、災害出動における報酬額を増額するもの。

消防団の任期のことですが、現在の任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。また、地区支会の任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっているため、この次の団長の任期、これを 1 年間として、ずれを解消したいというふうに考えてございます。

質疑

○小野徳重委員

この改正なんですけども、近隣の消防団の服務規程の部分も同じような形をとっていますか。

○藤川総務課長

この近隣の目安につきましては、そういった規定はございませんでした。

○小野徳重委員

県の消防協会の役員の件だと思うんですけど、これはやはり新発田市とか阿賀野市とか一緒にやっているところがありますけども、そこと整合性をとる必要があると思いますがどうですか。

○藤川総務課長

胎内市としては、今回この地区支会にまずは合わせるということで、改正させていただいてるところなんですけども、また、他市町村さんとそれぞれ任期も異なったりしてるような状況もございまして、それぞれの自治体の判断というか、一番やりやすいような形で、定めている状況にあるというふうに考えてございます。

○小野徳重委員

現状、運用の中で差し迫った問題点は何かあるんですか。

○藤川総務課長

差し迫った問題と申しますか、申し上げたようにこの団長の任期が、今年3月末で終わるところで、また新たな団長に切り替わってしまう、その替わってしまった場合に、その地区支会の方の任期につきまして、1年1年それぞれ担当してもらおうような形になってしまふところについて、やはりその辺りは、消防団員の方からも、うまくないというかですね、ここは合わせた方がいいというような声もいただいておりますので、団長の任期と地区支会の任期合わせて、スムーズな運営ができるように、行うというところで、この度改正を行いたいというふうに考えてございます。

○小野徳重委員

県の消防協会から例えば、市にこういった弊害があるので何とかしてくださいと、そういう要請があったのであれば話はわかるんですよ。そういった部分のない中で、胎内市だけがなぜ、そういうふうにするんだろうという疑念が出てくるわけです。やはりある程度せいぜい下越一帯の消防協会に加入する構成市町村ですかね、それと足並みをそろえるべきではないかなという気がするんですけどもどうでしょうか。

○須貝副市長

現状、地区支会の新発田市と阿賀野市の団長の任期と、胎内市の任期が1年ずれておりまして、その1年を調整することによって新発田市と阿賀野市と胎内市がそろふという形になりますので、地区支会の中では、均衡がとれるというか、統制がとれるような形になります。今ほどあった消防協会の方の理事であるとか、そういった役員というところもあるんですけども、現状、新発田市さんの方もずれているわけですけども、それで問題、すいません、今は阿賀野市でした。地区支師会の会長と、消防協会の任期がずれていても特段問題はなく、運用されてございまして、消防協会の方は、充て職というところの意味合いが強いというところで、実務的には問題は生じておりません。そういうことを理解していただきたいと思っております。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 33 号 「財産の無償譲渡について」

高橋副市長説明

中村浜地内に所在する土地 19 筆を、中村浜自治会に無償で譲渡したく、お諮りするもの。

本件土地は、ポツダム政令によって、中村浜集落から本市の帰属とされているものの、実際には同集落が自治会用地として管理しているところ、このたび、同自治会から、譲渡を受けたい旨の申出があったため、これを承認して権利関係の整理を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 36 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

佐久間生涯学習課長説明

たけじま地域ふれあいセンターについて、本年 3 月 31 日をもって現在の指定管理者である苔実区の指定期間が満了することから、引き続き地元自治会である、苔実区を指定管理者として指定いたしたくお諮りするものでございます。

なお、本施設、こちらは旧たけじま小学校校舎になりますが、令和10年度に築60年を迎えることから、建物の耐用年数を勘案し、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とするものであります。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

南波総合政策課長説明

現在、令和7年度から9年度までの3か年の計画に基づきまして、公共的施設の整備を進めている下赤谷、それから東側の16行政区をその区域といたします黒川東部辺地につきまして、事業費の増額があったことから、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきまして105ページをお願いいたします。

この中で2つの事業が、事業内容等の精査に基づきまして、事業費の増額をいたしました。皆様に、今日お配りしている表でございます。それを参考にさせていただくと、増減比較ができるかと思っておりますので、新旧対照表というものはございませんがそれで比較をお願いいたします。

その2つの事業が増額となりまして、新たに12の事業を追加するものでございます。

事業の増額は、11番と13番。追加は14番以降ということになります。

まず11番の特産品加工施設改修事業は、厨房改修などがございますし、13番の胎内スキー場改修事業は、ゲレンデの改修、ロッジの設備更新等、それに必要な工事費の増額でございます。14番の保谷橋改修事業は、みゆき庵とフラワーパークを結ぶ吊橋でございますが、そのつり橋の改修、15番から20番までは、照明のLED化。21番のクアハウスたいない改修事業は、照明のLED化とウォータースライダーの改修。22番の市道胎内頼母木線道路改良事業は、奥胎内ダムの手前に橋がございますけれども、そのダムの手前のトンネルの前

ということになります。その橋から飯豊連峰足の松尾根の登山口までの間で、毎年大雨により、被害を受けている場所ございまして、その200メートル程度の舗装工事。23番の奥胎内ヒュッテ改修事業は、膨張タンクの更新。24番の交流促進施設改修事業は、空調設備等機械設備の改修。25番の林道改修事業は、坂井、須巻、鍬江それぞれの地内の林道改良工事の追加でございます。

事業費の総額といたしましては7億4,793万8,000円の増額でございます。そのうち辺地対策事業債の予定額につきましては、6億5,920万円の増額ということでございます。

質疑

○天木義人委員

今の説明ですと、胎内野球場はLED照明ということでありますけれども、今年度の利用頻度と夜間の利用はどのような状況ですか。

○佐久間生涯学習課長

保留させていただいて、後程お答えさせていただきます。

○丸山孝博委員

11番の特産品加工施設ですが、改修となっておりますが、厨房の改修ですか。

○増子商工観光課長

今の厨房は、老朽化していることと、動線が悪いというところで、その改修を行うところでございます。

○丸山孝博委員

お金かけて改修して、今後どういう使い方、使用目的、利用するのですか。

○増子商工観光課長

今の経営の体制は同じでございます。厨房を効率よく、運用できるように改修するというものでございます。

○丸山孝博委員

建物全体がもう古くて、それこそ解体しなくちゃならないくらいになってるんですけども、それについてはどう考えていますか。

○増子商工観光課長

まずは厨房の部分のところだけを改修ということで考えております。

○丸山孝博委員

建物全体がかなり外見も古いじゃないですか。もうぼろぼろになってるわけですよね。それについても、近い将来、改修しなくければならないと思うんですけども、その辺についての計画はあるんですか。

○増子商工観光課長

今後、検討していくということになるろうかと思います。

○羽田野孝子委員

つり橋ですけど、ずっと使えなかったんですよね。どんなふうに改修されるのでしょうか。

○羽田野地域整備課長

今現在、落橋するとか、そういうふうな状態ではありませんが、あそこは歩行者のためのつり橋でございまして、通り歩きする床版に穴があいていたり、手すりが錆びていたりというところもございしますので、その辺を全体的に安全が確保できるような補修工事を計画しております。

○南波総合政策課長

先ほど説明した中で1つ訂正をお願いいたします。21番クアハウスのところで、事業内容が照明のLED化とウォータースライダーの改修という話をいたしました。ウォータースライダーの改修は、計画していたんですが、今回やらないということになりますので、大変申し訳ありません。

○渡辺宏行委員

質問ではないんですが、南波課長がさきほど説明した内容、あれをできれば資料にまとめてもらうことはできないでしょうか。今、聞いたって、いやそれ違いましたなんて話になっちゃうとどれが本当かわからなくなっちゃうんで。できればそういった資料をいただければありがたいと思うんですがいかがでしょうか。

○南波総合政策課長

もう少しわかりやすいようにということで考えさせていただきますので、今回はちょっとご容赦いただきたいところですが、追って今お話したようなことも含めまして、この事業にはこういうものがあるという資料、あくまで予定でございますけれども、後日、配付させていただきます。

○佐久間生涯学習課長

先ほど保留しておりました胎内球場の利用状況でございますが、令和7年度になりますけ

ど、利用件数としては 51 件で、人数は約 1,400 人。そのうち、ナイターを使用した件数は 35 件で、利用人数については、現時点でまだ集計が整ってなくて、利用は 35 件ということで、約半数を超える件数がナイターを使ったということでございます。

○天木義人委員

以前は、市外から合宿に来て使ってたんですけども、今はあまり見ないようですけども、使用しているのは市内が多いですか。

○佐久間生涯学習課長

市内の野球連盟等々でナイター野球等でも使用しておりますが、やはり合宿で来られる大学等もございますので、件数的には、市外から利用の方が多いいところでございます。

○天木義人委員

農産物加工施設ですが、建ててから何年になりますか。それと 5,000 万円をかけてやるのに、その売り上げってということは、どのぐらい利益がでているのか教えてください。

○増子商工観光課長

確か昭和 57 年ぐらいの建築かと思っております。収益は、毎年プラスなっているという状況でございます。金額はすぐには出ないんでございますけども、収支は取れているような施設でございます。

○天木義人委員

そうすると、もうすぐ耐用年数は来るわけですよ。厨房だけ直しても、他のところも修理やるか、建て替えるかしなきゃいけないと思うんで、本来だったら、改修ではなくて、修繕みたいな形で伝えていくのがベストじゃないかなと思うんですよ。

建物がもうだめになっている中だけ直しても、修理できるところを修理やっついていかないと、大した売り上げもないみたいだけど、その辺よく考えてやらないと、やっぱり駄目なんじゃないかなと。お金をかければいいという問題じゃないと思うんで、その辺、再考するべきではないかなと思っております。

○増子商工観光課長

そば処につきましては、建築してその後を増築している経緯もございます。一部については年数が経っているんですが、やがてそういった全体的な見直しの時期も確かに来ているとは思いますので総合的に考えていきたいと考えております。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 50 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

南波総合政策課長説明

こちらにも議第 49 号と同様、現在令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年の計画につきまして、公共的施設の整備を進めている北成田、宮川、竹島、苔実、それらの 4 集落を区域とする築地南部辺地につきまして、事業費の増額があったことから、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容が 109 ページの表でございます。このうちの 1 番の介護予防生活支援拠点施設整備改修事業、こちらは健伸館になりますけれども、玄関スロープ周辺の工事を追加するという事で増額するものでございます。

事業費の総額と辺地対策事業費、負債の予定額、これがいずれも 500 万円を増額するものでございます。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 51 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

南波総合政策課長説明

築地西部辺地でございます。令和7年度から9年度までの3か年の計画、これに基づきまして公共的施設の整備を進めております。村松浜、中村浜、笹口浜を区域といたします築地西部辺地につきまして、事業費の増額があったことから計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容が112ページ、こちらの表でございます。

1番の市道村松浜本町通線道路改良事業につきましては、附帯工事の追加により、事業費を増額するものでございますし、2番の塩の湯温泉改修事業は、照明のLED化とボイラー改修のため、3番の笹口浜臨海休養広場改修事業は、柵の取りかえなどのために、こちらは追加ということになります。2つ事業を追加するものでございます。事業費の総額、辺地対策事業債の予定額、いずれも2,730万円の増額するものでございます。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第52号 胎内市過疎地域持続的発展計画の策定について

南波総合政策課長説明

過疎地域に指定されております旧黒川村の地域において、定住促進や地域振興を通じて過疎化の抑止に向けた対策を推進するための計画を新たに策定するもので、それにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間でございます。

内容は、地域の持続的発展の基本方針などの基本的な事項。また、そのために実施すべき施策に関する事項、こういったものを定めるものでございます。

なお、胎内市は令和4年の4月から旧黒川村の区域が過疎地域として指定されておりますけれども、過疎地域として指定されることによりまして、過疎対策事業債とか、地域内における企業の設備投資に対する税制措置、そしてそれに対する固定資産税の課税免除による減収補填など、そういった支援を国から受けることができるというものでございます。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○笥智也委員長

以上で、総務文教常任委員会を閉会する。

閉会（11:03）